

全国安全週間の実施にかかる要請

富山県内では労働災害により令和3年5月末現在で7人のもの尊い命が失われており、さらに、4月末までの休業4日以上死傷者数は345人であり、昨年同期比で+39人(+12.7%)と急増しているところです。

これらの労働災害を事故の型で見ると、転倒117人(全体の33.9%)、墜落・転落76人(全体の22.0%)、はさまれ・巻き込まれ40人(同11.6%)の順に多く、従来からその防止に取り組んできた型の労働災害が依然として多く全体の3分の2を占めているところです。また、5月からは熱中症による労働災害が発生し、令和2年は5月から9月末までの期間に熱中症による休業4日以上死傷者数が15人となりました。

また、富山労働局において平成30年より取り組んでいる第13次労働災害防止計画の目標達成を達成するため、さらなる安全対策の取り組みが必要な状況となっております。

このような状況のなか、7月1日から7月7日までの1週間を全国安全週間とし、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までをその準備期間として、令和3年度全国安全週間実施事項に基づき、全国安全週間及び準備期間中における安全意識の高揚、安全パトロールによる職場の総点検、緊急時の措置にかかる必要な訓練の実施等の様々な取り組みの実施及び継続的に実施する事項が着実に推進されますよう下記のとおり要請いたします。

- 一、 令和3年度全国安全週間実施要項に基づき安全週間及びその準備期間中に実施する事項に基づき、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すこと。
- 一、 安全衛生管理体制の確立、効果的な安全衛生教育の実施等、安全衛生活動の推進にかかる事項に取り組むこと。
- 一、 転倒災害防止対策、墜落・転落防止対策、はさまれ・巻き込まれ対策等業種の特性に応じた労働災害防止対策に取り組むこと。
- 一、 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、熱中症予防対策等の業種横断的な労働災害防止対策に取り組むこと。

令和3年6月4日

富山労働局長 杉 良太